

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

（1）中心市街地活性化を担当する関係部局

本市では、中心市街地活性化を担当する組織として「市街地整備課」を設置している。計画の策定にあたっては、都市政策部長1名、課長1名、主査1名、担当1名、計4名の担当職員を配置している。また、庁内会議等の事務局機能は、商業部門の担当課である商業金融課と合同で対応することで、中心市街地活性化に向けた円滑な運営を行っている。

（2）中心市街地活性化関係部局で構成される庁内の連絡調整のための会議等

1）新しい熊本市中心市街地活性化基本計画策定に関する庁内調整会議

新しい中心市街地活性化基本計画策定に向けた情報共有・意見収集を目的とした庁内調整会議を書面にて開催した。

■会議構成員

構成員	政策企画課長、財政課長、産業振興課長、 産業振興課企業立地推進室長、観光政策課長、 交通政策課長、住宅政策課長
事務局	市街地整備課、商業金融課

2）政策会議

市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、都市経営の観点から迅速かつ戦略的な方針決定を目的として会議を開催した。

■政策会議構成員

主 宰	市長
委 員	副市長 政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、 環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、中央区長、 西区長、教育長、上下水道事業管理者、交通事業管理者

なお、政策会議には、以下のメンバーで構成された政策調整会議を置き、政策会議に付議しようとする事項の審議や政策会議から付託された事項についての調整を行った。

■政策調整会議構成員

議 長	総合政策部長
委 員	政策企画課長、総務課長、人事課長、財政課長、地域政策課長、 健康福祉政策課長、環境政策課長、経済政策課長、農業政策課長、 都市政策課長、中央区総務企画課長、西区総務企画課長、 教育政策課長、上下水道局経営企画課長、交通局総務課長

(3) 市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

年月	質疑内容（抜粋）	答弁要旨
令和3年第2回 定例会	熊本自民 ウォーカブル都市の推進 について、具体的な取組と 完成時期までの進め方につ いて	熊本駅周辺地区や桜町・花畑地区を起点と し、にぎわいを中心市街地全体に波及させ るため、グリーンスローモビリティなど 新たな取組を行いながら、中心市街地の回 遊性を高めていく。
令和3年第1回 定例会	熊本自民 居住、仕事、消費などの面 から中心市街地のさらな る魅力向上策について	これまでの整備効果を中心市街地全体に 波及させることが重要。まちなかを回遊し たくなる施策を総合的、一体的に展開して いく。また、中心市街地をはじめ地域経済 の活性化を力強く後押しする取組を展開 し、中心市街地に居住する人や働く人はも とより、熊本を訪れる多くの人々が新たな 魅力を体感できるよう官民連携し、さらな る魅力向上に取り組んでいく。
令和4年第1回 定例会	熊本自民 熊本市の街なかの在り方、 これからのビジョンにつ いて	中心市街地は、本市はもとより熊本の顔で あり、将来にわたり県全体の発展を牽引す る役割を担っている。 第4期中心市街地活性化基本計画の策定 に当たっては、誰もが居心地よく、昼も夜 も歩いて楽しむことができる魅力と活力 のある中心市街地を、官民一体となって創 造していく。
令和4年 第1回予算決算委 員会	共産党 環境に配慮した中心市街 地のまちづくりの現状と 今後の取り組みについて	車中心から人中心のまちづくりへ転換を 図るとともに、コロナ禍により変化した働 き方、新しい生活様式やSDGs等の観点も 踏まえ、具体的な施策を検討していく。

(4) パブリックコメントの実施

市民の意見を基本計画に反映するために、令和4年12月13日から令和5年1月12日まで計画（素案）に対するパブリックコメントを実施し、本計画策定の参考とした。

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

1) 概要

熊本商工会議所及び(株)まちづくり熊本が共同設置者となり、平成18年12月に「熊本市中心市街地活性化協議会」が設立された。

協議会の設置者である(株)まちづくり熊本は、都市機能の増進を図る者として、民間事業者と行政が一体となった官民協働のまちづくり会社として設立された。

■ (株)まちづくり熊本の概要

【設立】 平成18年12月26日

【資本金】 11,500,000円

【株主】 熊本市、熊本商工会議所他

出資者	株主数	出資額 (千円)	出資比率 (%)
熊本市	1	2,500	21.7
熊本商工会議所	1	2,500	21.7
熊本県	1	500	4.4
地元商業、交通、金融、その他の企業者	12	6,000	52.2
計	15	11,500	100.0

【事業目的】

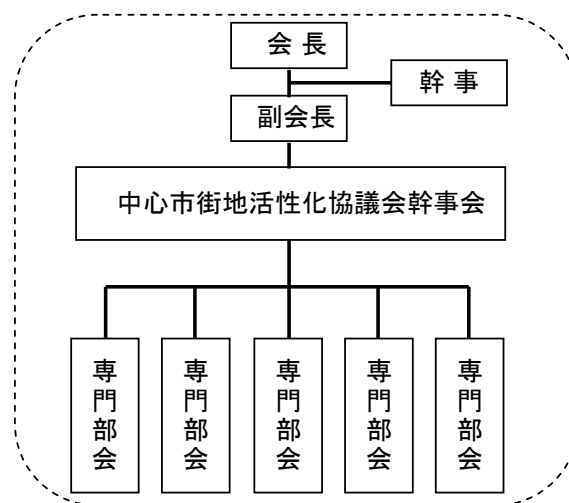
1. 都市基盤整備事業、都市再開発、観光開発及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案並びに実施及びコンサルタント業務
2. 商業地域の市場調査診断に関する業務
3. 商店街、商店の販売促進のための共同事業、産業振興の為の企画、運営、指導、情報提供 他

2) 組織・体制

規約に定められた目的の審議及び承認、また協議会の運営全般に関し必要な事項を定めるため、協議会には幹事会を置き、さらに個別事業等に関する専門的協議及び調整のために、専門部会を組織し、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

中心市街地活性化協議会の組織構成

中心市街地活性化協議会



(2) 構成員及び開催状況

1) 構成員

協議会は、熊本市中心市街地の都市機能の増進、または、経済活力の向上を総合的に推進するために、本市のほか、商業、交通その他の民間事業者、教育・福祉、まちづくりの分野における団体等、多様な主体からの代表を構成員として位置づけている。

中心市街地活性化協議会幹事会の構成員（順不同）

役 職	所 属	所属団体役職
幹事長	国立大学法人 熊本大学	名誉教授
副幹事長	(株)まちづくり熊本	代表取締役
幹 事	国立大学法人 熊本大学 (まちなか工房)	大学院先端科学研究部 准教授（工房代表）
	すきたい熊本協議会	会長
	鶴屋商事(株)	顧問
	NTT 西日本(株) 熊本支店	支店長
	(株)電通九州 熊本支社	支社長
	(株)キューネット	代表取締役社長
	上通商栄会	会長
	下通繁栄会	会長
	熊本市新市街商店街振興組合	理事長
	(株)古荘本店	代表取締役社長
	九州産業交通ホールディングス(株)	代表取締役社長
	熊本市 経済観光局	産業部長
	熊本市 経済観光局	観光交流部長
	熊本市 都市建設局	技監
	熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所	所長
	熊本経済同友会	常任幹事
	熊本商工会議所	専務理事
	(株)人間都市研究所	代表取締役

令和7年11月1日時点

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

中心市街地活性化協議会の構成員（順不同）			
役 職	所 属	根拠法令	所属団体役職
会 長	1. 熊本商工会議所	法第15条第1項第2号（商工会議所）	会 頭
副会長	2. 熊本市経済観光局	法第15条第4項第3号（市）	局 長
	3. (株)まちづくり熊本	法第15条第1項第1号（まちづくり会社）	代表取締役
監 事	4. 下通繁栄会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	5. ㈱古荘本店	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	代表取締役社長
委 員	6. ㈱あつまるホールディングス	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	代表取締役社長
	7. 安政町商興会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	8. 駕町通り商店街振興組合	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	理事長
	9. 上通商栄会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	10. 熊本県商店街振興組合連合会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	11. 熊本市中央繁栄会連合会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	12. シャワー通り商店会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	専務理事
	13. 新市街商店街振興組合	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	理事長
	14. 鶴屋商事㈱	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	顧 問
	15. 九州電力㈱	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	執行役員 熊本支店長
	16. 西部ガス熊本㈱	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	代表取締役社長
	17. NTT 西日本㈱熊本支店	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	支店長
	18. 国立大学法人 熊本大学	法第15条第4項第1号及び2号（高等教育）	名誉教授
	19. 国立大学法人 熊本大学 （まちなか工房）	法第15条第4項第1号及び2号（高等教育）	大学院先端科学研究部 准教授（工房代表）
	20. 九州産業交通ホールディングス㈱	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	代表取締役社長
	21. 九州旅客鉄道㈱熊本支社	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	執行役員 熊本支社長
	22. 熊本市交通局	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	熊本市交通事業管理者
	23. 熊本電気鉄道㈱	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	代表取締役社長
	24. 熊本バス㈱	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	代表取締役社長
	25. 熊本都市バス㈱	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	代表取締役社長
	26. 日本政策金融公庫 熊本支店	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	国民生活事業統括
	27. 熊本県信用金庫協会	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	会 長
	28. 熊本第一信用金庫	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	理事長
	29. ㈱熊本銀行	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	代表取締役頭取
	30. ㈱肥後銀行	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	地域振興部長
	31. ㈱熊本日日新聞社	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	監査役
	32. 熊本朝日放送㈱	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	代表取締役社長
	33. ㈱電通九州 熊本支社	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	支社長
	34. NPO 法人 おーさぁ	法第15条第4項第1号及び2号（福祉・教育）	理事長
	35. 熊本城下のまちづくり協議会 桜町地区会議	法第15条第4項第1号及び2号（まちづくり）	会 長

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

中心市街地活性化協議会の構成員（順不同） つづき			
役 職	所 属	根拠法令	所属団体役職
委 員	36. NPO 法人 熊本まちなみトラスト	法第15条第4項第1号及び2号（まちづくり）	事務局長
	37. 城見町全栄会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	38. すきたい熊本協議会	法第15条第4項第1号及び2号（まちづくり）	会 長
	39. NPO 法人 熊本消費者協会	法第15条第4項第1号及び2号（消費者）	会 長
	40. アリانس	法第15条第4項第1号及び2号（福祉・教育）	代 表
	41. 日本郵政建築(株) 九州支社	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	業務部グループ グループリーダー
	42. (株)キューネット	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	代表取締役社長
	43. (株)コスギ不動産	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	代表取締役会長
	44. (株)明和不不動産	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	取締役会長
	45. (公社)熊本県不動産鑑定士協会	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	副会長
	46. (一社)KIMOIRIDON	法第15条第4項第1号及び2号（まちづくり）	代表理事
	47. 熊本市都市建設局	法第15条第4項第3号（市）	技監
	48. 熊本市経済観光局	法第15条第4項第3号（市）	産業部長
	49. 熊本市経済観光局	法第15条第4項第3号（市）	観光交流部長
	50. 熊本市文化市民局 熊本城総合事務所	法第15条第4項第3号（市）	所長
	51. 熊本経済同友会	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	常任幹事
	52. 熊本商工会議所	法第15条第1項第2号（商工会議所）	専務理事
	53. (株)人間都市研究所	法第15条第4項第1号及び2号（まちづくり）	代表取締役
アドバ イザー	熊本中央警察署		署 長
	熊本南警察署		署 長
オブザ ーバー	熊本市商業金融課		課 長
	熊本市市街地整備課		課 長
	九州経済産業局 産業部 流通・サービス産業課		課 長
	(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部まちづくり推進室		室 長

令和7年11月1日時点

2) 平成29年度（前計画）以降の会議等の開催実績

①熊本市中心市街地活性化協議会

開催日	内 容
平成29年度 第1回 平成29年7月24日	(1)平成28年度活動報告・収支決算について (2)平成29年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）について (4)熊本市中心市街地グランドデザイン（素案）の策定について
平成30年度 第1回 平成30年6月28日	(1)平成29年度活動報告・収支決算について (2)平成30年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗並びに追加・変更について (4)（仮称）Sakra-Square（桜スクエア）について (5)熊本市中心市街地グランドデザインについて
第2回 平成30年10月23日	計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
第3回 平成31年2月14日	計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
令和元年度 第1回 令和元年6月26日	(1)平成30年度活動報告・収支決算について (2)令和元年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗並びに追加・変更について (4)熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について
令和2年度 第1回 令和2年7月20日	(1)令和元年度活動報告・収支決算について (2)令和2年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況について (4)熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について
令和3年度 第1回 令和3年9月27日	(1)令和2年度活動報告・収支決算について (2)令和3年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況について (4)熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について
第2回 令和3年12月28日	(1)熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の変更に関する意見について (2)変更事業48事業について
令和4年度 第1回 令和4年9月26日	(1)令和3年度活動報告・収支決算について (2)令和4年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況並びに計画の変更について (4)第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画について
第2回 令和4年11月21日	(1)第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画について
第3回 令和4年12月26日	(1)熊本市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書について

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

① 熊本市中心市街地活性化協議会（つづき）

開催日	内 容
令和5年度 第1回 令和5年7月28日	(1) 令和4年度活動報告及び収支決算（案）について (2) 令和5年度活動計画（案）及び収支予算（案）について (3) 第4期熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和6年度 第1回 令和6年8月5日	(1) 令和5年度活動報告(案)・収支決算(案)について (2) 令和6年度活動計画(案)・収支予算(案)について (3) 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和7年1月8日	計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
令和7年度 第1回 令和7年7月28日	(1) 令和6年度活動報告(案)・収支決算(案)について (2) 令和7年度活動計画(案)・収支予算(案)について (3) 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和7年12月19日	計画変更に対する意見聴取（意見書受領）

② 幹事会

開催日	内 容
平成29年度 第1回 平成29年7月18日	(1) 平成28年度活動報告・収支決算について (2) 平成29年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）について (4) 熊本市中心市街地グランドデザイン（素案）の策定について
第2回 平成29年10月17日	(1) 「熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)」の変更申請について (2) キリン絆プロジェクトについて
第3回 平成30年2月16日	(1) 「熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)」の変更申請について (2) キリン絆プロジェクトについて
平成30年度 第1回 平成30年6月18日	(1) 平成29年度活動報告・収支決算について (2) 平成30年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗並びに追加・変更について (4) （仮称）Sakra-Square（桜スクエア）について (5) 熊本市中心市街地グランドデザインについて (6) キリン絆プロジェクトについて
令和元年度 第1回 令和元年6月14日	(1) 平成30年度活動報告・収支決算について (2) 令和元年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗並びに追加・変更について (4) 熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について (5) キリン絆プロジェクトの経過報告について

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

②幹事会（つづき）

開催日	内 容
令和2年度 第1回 令和2年7月9日	1) 令和元年度活動報告・収支決算について (2) 令和2年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況について (4) 熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について (5) くまもと・まち魅力向上協議会の活動報告について
令和3年度 第1回 令和3年8月10日	(1) 令和3年度活動報告・収支決算について (2) 令和3年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況について (4) 熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について
第2回 令和3年12月28日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の変更に 関する意見について (2) 変更事業48事業について
令和4年度 第1回 令和4年7月25日	(1) 令和3年度活動報告・収支決算について (2) 令和4年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の 進捗状況並びに計画の変更に ついて (4) 第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画について (5) 魅力向上検討部会（幹事会内部会）について
第2回 令和4年10月25日	(1) 第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画について
第3回 令和4年12月15日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見 書（案）について
令和5年度 第1回 令和5年5月29日	(1) 令和4年度活動報告及び収支決算（案）について (2) 令和5年度活動計画（案）及び収支予算（案）について (3) 第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況につ いて
令和6年度 第1回 令和6年6月4日	(1) 令和5年度活動報告(案)・収支決算(案)について (2) 令和6年度活動計画(案)・収支予算(案)について (3) 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和6年度 第2回 令和6年12月19日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画の変更について
令和7年度 第1回 令和7年5月13日	(1) 令和6年度活動報告(案)・収支決算(案)について (2) 令和7年度活動計画(案)・収支予算(案)について (3) 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和7年度 第2回 令和7年12月12日	(1) 第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画について
令和8年度 第1回 令和8年5月19日	(1) 令和7年度活動報告(案)・収支決算(案)について (2) 令和8年度活動計画(案)・収支予算(案)について (3) 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

3) 協議会からの意見等

熊本市中心市街地活性化協議会からの意見書（令和4年12月27日）

「熊本市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書」

I. はじめに

熊本市は、これまで3期に亘る中心市街地活性化基本計画を通して、複数の市街地再開発や熊本城本丸御殿の復元などの大規模プロジェクトを含む各種の事業を展開し、中心市街地の賑わい創出と広域拠点機能強化に着実な成果を上げてきました。

「熊本地震」からの復旧・復興に向けて新たなスタートを切った第3期計画では、新型コロナウイルス感染症による外出自粛やイベント中止などの影響により、一部の数値目標が達成できない見込みとなるなど大きな影響を受けましたが、熊本城天守閣の復旧、JR熊本駅周辺地区や桜町周辺地区の再開発などは大きな成果と考えます。

また平成24年4月に熊本市が政令指定都市に移行したこともあり、中心市街地が果たすべき役割への期待が一段と高まったところです。

現在、コロナ禍においても中心市街地活性化基本計画に位置付けられた「熊本城桜の馬場城彩苑」が多く観光客で賑わう等、明るい兆しが見える中で、ウィズコロナ・アフターコロナの新しい生活様式への対応や、デジタル化や脱炭素化など、まちづくりの新たな課題も顕在化しています。

第4期「熊本市中心市街地活性化基本計画」（素案）（以下「本計画」とします。）の計画期間は、こうした課題にも的確に対応しながら、これまで整備してきた都市基盤を最大限に活用し、観光・交流をはじめ広域拠点機能の一層の強化に努めると共に、生活者や事業者、国内外からの来訪者にとって魅力あるまちづくりを推進すべき重要な時期になると考えております。

このような状況を踏まえ、当協議会として、次のとおり意見を述べるものであります。

II. 本協議会の意見

熊本市中心市街地は、熊本県経済を牽引するビジネスの拠点、生活者や事業者に対する高度な都市サービスの拠点としての役割に加え、国内外から観光客などの訪問者が集まり滞在する九州中央の観光・交流拠点としての役割が求められております。

本計画では、第3期計画までに整備してきた都市基盤を最大限に活用し、賑わいの創出と経済の活性化を図り、「魅力と活力のある中心市街地の創造」に官民連携して取り組んでいくものとなっております。

本計画の基本コンセプト「昼も夜も歩いて楽しめる、いつまでも魅力的なまち」

は、本市が課題とする滞在型観光の定着とも結びついた的確な表現だと考えます。

3つの基本方針については、一つ目が「時代の変化に応えるまち」となっており、成長産業への支援・人材の育成やデジタルサービスの構築などにより、高次な都市機能を集積させることで、高いポテンシャルを持つ魅力的な中心市街地を目指すものとなっております。対象が広範で共通イメージを描き難いとの印象もありますが、本市が置かれた状況を直視した重要な方針設定だと考えます。

二つ目の「にぎわいあふれる城下まち」では、熊本城域はもとよりこれまで整備された桜町・花畑周辺地区や熊本駅周辺の都市基盤を最大限に活用すると共に、通町筋周辺地区などを加えた拠点的市街地の内外を結ぶアーケードなども含めた歩行環境の整備・維持、さらにはシェアサイクルやグリーンスローモビリティなどを組み込んだ利用者目線の快適な移動サービス「MaaS」の構築を進めることにより、回遊性の高い中心市街地を目指しております。多様な事業を組合せた包括的な取り組みは重要な視点だと考えます。これらが実現されることで中心市街地全体における回遊性が向上し、各所における新たな魅力やにぎわいの創出につながると考えます。

三つ目の「安全・安心に住み続けることができるまち」では、老朽化した建物の建て替え促進と、新しい生活様式への対応や、医療・介護等の支援体制の充実、災害に強く多世代の市民が暮らしやすいまちづくりを目指しています。定住人口の減少と高齢化が進む中、高齢者層、若年層など幅広い世代にとって生活しやすく魅力的な環境を中心市街地に整備することは、街なかへの居住促進を期待させるものとなっております。

基本方針1の「時代の変化に応えるまち」は多面的な評価が求められる中で、代表指標として「魅力があると感じる市民の割合」を設定しています。本協議会においては、その指標設定や数値目標について様々な意見が出されました。本計画の「フォローアップの方針」でも示されているように、別途、独自の検証指標等を設定し検証していただきたいと考えます。

次に、基本コンセプトに寄与する事業として「新モビリティサービス推進事業」、「ウォーカブル都市推進事業」、「夜間景観推進事業」など、熊本市中心市街地が目指す「昼も夜も歩いて楽しめる、いつまでも魅力的なまち」が実現する事業が盛り込まれています。事業完了時には中心市街地の活性化に大きく寄与することが期待されるものとなっており、本計画の内容として相応しいものであると考えます。

本計画の5年間は、社会・経済情勢の大きな変化が見込まれる一方、熊本市自身もその役割を飛躍させていくべき重要な時期にあたり、計画の遂行が熊本市の将来に強く影響するものとなります。今後とも事業推進に向け官民一体となって積極的に取り組んでいくことが肝要だと考えます。

Ⅲ. 付記事項

新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受けているこの状況下、市民生活を一日も早くコロナ禍前の日常に戻すには、官民が連携して全力を尽くすことが大前提となります。更にコロナ禍で落ち込んだ中心市街地の活力を回復し、継続して住みやすく魅力的な街を目指していくためにも、本計画の関連事業については、積極的な対応と総合的なマネジメントをお願いします。また、本協議会において検討された下記事項等についても格段の配慮を求めるものです。

(1) フォローアップの方針

2024年には、本市に隣接する菊陽町でTSMCが生産活動を開始するのをはじめ都市圏内にグローバルに活動する半導体関連産業の集積が形成され、本県経済はもとより人々の生活スタイルや消費に至るまで短期間に大きな影響をもたらすことが確実視されております。本計画では、各数値目標の達成状況について、毎年度末にフォローアップし、状況に応じて事業等の見直しや改善を図るとされています。そこで、計画期間内においても、本市中心市街地が担うべき役割や整備戦略についてグローバルな視点を持って見直し、事業の発掘補強に努めるようお願いします。

(2) 新規事業への支援及び追加

本協議会においては、本計画の地域を対象に30年後の中心市街地の将来像を見据えた「熊本市中心市街地グランドデザイン2050」が策定された後、関係機関と連携して様々な事業のアイデアを取りまとめてきました。

今後、これらのアイデアを参考に、個々の事業の熟度が高まった時点においては、本計画の充実のためにも、順次、計画への盛り込みをお願いします。

(3) 事業推進体制の支援

本協議会においては、事業者や関係団体等と連携・協力して、本計画の推進や中心市街地の活性化に努めてまいりますので、熊本市においては、本協議会の円滑な運営のために引き続き財政的な支援をお願いします。

(4) 広報及び広聴

中心市街地の活性化には、多くの市民の理解と協力が必要なことから、中心市街地の果たす役割や重要性について十分な理解が得られるよう、協議会としても熊本市と連携して本計画の周知に取り組みます。熊本市においても、広報や広聴等について配慮していただくようお願いします。

4) 協議会の規約

熊本市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 熊本市中心市街地の活性化をはかるために中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、熊本市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 熊本市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 熊本市の中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 熊本市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 熊本市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地の活性化に関すること。

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、熊本市中心市街地の区域内に置く。

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 熊本商工会議所
 - (2) (株)まちづくり熊本
 - (3) 熊本市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったときは脱会することができるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、熊本商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第7条 協議会の委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者を幹事会の審議を経て会長が承認するものとする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員全員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。なお、会議への出席は代理出席及び委任状出席を認めるものとする。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の設置)

第10条 第3条各号に掲げる目的を達成するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、熊本商工会議所内に置く。

(経費に関する事項)

第12条 協議会の運営経費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の監査)

第13条 協議会の会計を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、その結果を会長に報告しなければならない。

3 監事は、協議会の同意を得て会長が選任する。

(会計に関する事項)

第14条 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第15条 解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散日をもって打ち切り会長が指名するものがこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、幹事会の協議を経て会長が定める。

附 則

この規約は、平成18年12月26日から施行する。

平成19年6月12日 一部改正

平成20年3月27日 一部改正

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔2〕(熊本市の現状に関する統計的なデータの把握・分析)」の欄に統計的データによる客観的現状分析を記載。

2) 地域住民のニーズ等の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔3〕地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に市民アンケートに基づく客観的現状分析を記載。

3) これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔4〕これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」の欄に前計画までの取り組み状況に基づく把握・分析を記載。

4) 1) から 3) を踏まえた事業の位置付け

上記 1) ～ 3) の客観的現状分析、ニーズ分析に基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業・措置を本計画に位置付けている。

(2) 各種事業者等との連携・調整

本市においては、中心市街地の各地区でまちづくりに関わる団体が次々に組織され、商業者のみならず、大学の教員や学生、NPO団体等、多様な主体関わった活動が積極的に展開されている。

○熊本市中心商店街等連合協議会

平成 16 年 12 月に中心市街地の 4 つの商店街（上通商栄会、下通繁栄会、新市街商店街振興組合、中央繁栄会連合会）が団結し 4 商協が設立された。

平成 18 年度から、この 4 つの商店街に駕町通り商店街振興組合、安政町商興会が加わり通称 6 商協に、また、平成 20 年度には銀座通繁栄会も加わり 7 商協となり、平成 25 年にはシャワー通り商店会が加わり「熊本市中心商店街等連合協議会」になり、平成 30 年には水道町親和会が加入し 9 商協となり現在に至る。

設立後の平成 17 年度から、夏には「ゆかた祭」、秋には「銀杏祭」などの合同イベントを開始し、まちなかのにぎわい創出に取り組むとともに、平成 22 年度には、同協議会が中心となって、アーケード内の道路空間の環境保全を検討する協議体や、インバウンド対策として免税制度活用委員会を立ち上げ、平成 30 年に外国人旅行者向け消費税免税制度の「手続委託型免税店」ができる「一括カウンター」を鶴屋百貨店内に設置した。

平成 28 年熊本地震直後には、「くまもとがんばるモン 復興応援事業」で復興応援サービス、くまモン 2 万人メッセージ、チャリティーコンサートの開催を実施し、沈み込んだ熊本市民の気持ちを盛り上げたほか、令和 2 年には本市の新型コロナウイルス

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

ス対策の補助制度を活用し、熊本まちなかプレミアム付商品券を発行し中心商店街の活性化に取り組んだ。



○熊本大学工学部「まちなか工房」

熊本大学工学部が、平成17年度文部科学省特別教育研究費の「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環として、中心市街地に「まちなか工房」を開設し、建築学科、社会環境工学科の教員、学生等を中心に学内外より年間1,000名以上が利用している。平成23年からは文部科学省「革新ものづくり展開力の協働教育事業」のもとで更なる展開を図っている。平成27年度は開設から10年という節目を迎え、まちなか工房の利用者数は延べ16,000名を超えた。

設立の趣旨は、1) 地域情報の蓄積に基づくまちづくり研究と教育、2) 中心市街地活性化に向けた組織との連携・支援、3) まちづくりに関する学習機会や交流機会の提供、4) まちづくりに関わる専門知識や技術の提供の4つであり、これらに沿った活動を行っている。

1) については、毎年度、大学内から研究プロジェクトを募集し、研究教育活動を行っている。これまでに、①まちなか居住や商業床利用の実態とその選好意識分析、②中心市街地における回遊行動の分析に基づく花畑・桜町再開発の効果などの研究に加えて、③公共空間整備を事例とした景観まちづくりのための教育プログラム、④まちづくりのためのワークショップ技術などの実践的な教育を行った。学生はこれらの活動に積極的に関わり、その成果は関連学協会で高く評価され、平成21年度にはNPO法人日本都市計画家協会まちづくり大賞、平成26年度には九州工学教育協会賞を受賞した。

2) については、平成18年8月に6商店街組織と2百貨店、大手企業、行政によって設立された任意のまちづくり組織「すきたい熊本協議会」に特別会員として参画

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

し、協議会が行う実態調査や計画立案の支援を行っている。平成27年度には、歴史や都市構造に共通性が高い金沢市と岡山市との第7回三都市シンポジウム「水辺とまちづくり」をすきたい熊本協議会と共催し、その後も三都市の連携は続いている。このような取り組みが評価され、平成26年度信友社賞を受賞した。

3)の活動については、商店街や熊本市などの地元関係者、まちなかの将来に関心を持つ市民を対象に、月1回のペースで「まちづくり学習会」を開催し、県内外から招いた専門家や実務経験者による講演を聞きながら意見交換してきた。平成17年7月以降、令和2年までに、計152回の学習会を開催した。平成28年4月の熊本地震以後、6月からは中心市街地の復興シリーズ学習会も開催している。商店街からも招聘講師や講演内容の希望が出されるなど、著名講師のまちづくりに関する熱い語りを身近に聞く機会として定着してきている。

4)の代表的な活動としては、平成26年度には「持続可能な中心商店街検討委員会」を設置し、平成28年度からは30年先を見据えた「熊本市中心市街地のグランドデザイン」の検討にも参画した。

これまで、熊本大学工学部からの財政的支援を受けながら、並木坂に事務所を構え運営していたが、令和元年10月には活動の拠点をびふれすイノベーションスタジオに移し、大学から独立する形で再スタートを切った。

このように、まちづくりに関する学術的研究や学生に対するまちづくり技術教育、まちづくりに向けた組織連携の核として、中心市街地におけるまちなか工場の役割は確立されつつあり、今後も地域貢献、地域連携に向けた取り組みの効果は確実に発揮されていくことが期待されている。



まちづくり学習会開催
100回記念まちづくり懇談会



第7回金沢・岡山・熊本三都市
シンポジウム



30年後の熊本市中心市街地の
グランドデザイン策定WG

○NPO法人熊本まちなみトラスト

熊本まちなみトラストは、取り壊し寸前の旧第一銀行社屋の保存に成功したことを契機に、熊本県市民の財産として構成に継承するにたる街並み資源を保存し、かつ、その活用を図ることにより、熊本の地域文化の向上に寄与することを目的として、平成9年に設立された。

令和4年5月には、町屋等の歴史的資源の保存・活用や地区の魅力発信に向け、地元まちづくり団体との連携体制を強化し、各事業を推進するための「歴史的風致維持向上支援法人（歴まち支援法人）」に指定されたことから、新町・古町地区において、風情ある街並みや景観に配慮した城下町の魅力あふれるまちづくりへの寄与が期待されている。



熊本まちなみトラスト会員総会(6月18日)



被災文化遺産所有者等連絡協議会
設立総会(11月12日)

○一般社団法人 KIMOIRIDON

地域にある不動産を有効活用する仕組みづくりを通して、連鎖的かつ持続的な地域の活性化を目指し、地域住民の生活の向上と地域文化の継承・発展に寄与することを目的として設立された。

令和4年5月には、町屋等の歴史的資源の保存・活用や地区の魅力発信に向け、地元まちづくり団体との連携体制を強化し、各事業を推進するための「歴史的風致維持向上支援法人（歴まち支援法人）」に指定されたことから、新町・古町地区において、風情ある街並みや景観に配慮した城下町の魅力あふれるまちづくりへの寄与が期待されている。

○熊本駅周辺にぎわいづくり推進協議会

熊本駅周辺において、魅力づくりや賑わい創出、人々の出会いやふれあいのある活気あるまちづくりにより、熊本駅周辺の活性化を図ることを目的として平成28年9月に設立された。

熊本駅前を中心に駅前フェスタを開催しているが、平成30年からは、くまもと森都心プラザと白川石塘へ会場を拡大し、それぞれの拠点を繋げることで、駅周辺の範囲におけるにぎわいを創出することを図っている。

来場者は年々増加傾向にあり、平成31年においては、12万人を超える方が来場し、今後も、熊本駅周辺地区のにぎわいの創出への寄与が期待されている。

【駅前フェスタ開催状況】

平成28年10月15日～16日

平成29年 3月18日～19日

平成30年 3月17日～18日

平成31年 3月16日～17日

令和 4年 3月12日～13日



○熊本駅周辺地域活性化推進協議会

民間が主体となり熊本駅周辺地域の活性化や賑わい創出に向けて議論する機会の確保等を目的とし、民間企業（地権者・賃借者等）を中心に平成25年11月から活動を行っている。

他都市における駅周辺地域の活発な活動を参考に、継続的な意見交換を行うとともに、熊本駅周辺における定期的な清掃活動や、多数のプランター花壇を設置する花いっぱい運動を実施している。

令和2年度からは新型コロナウイルス拡大の影響により、活発な活動が難しかったものの、令和3年3月に熊本駅白川口駅前広場の完成や、4月のJR熊本駅ビル（アミュープラザくまもと）の開業を受け、令和4年度は、清掃活動やイベントの実施、冬季イルミネーション事業等を計画しており、今後の熊本駅周辺地域のにぎわいの創出への寄与が期待されている。



花いっぱい運動及び清掃活動



熊本駅周辺の将来像を考えてみよう！

ワークショップ



令和4年度 通常総会

○熊本駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

災害時において、熊本駅周辺の帰宅困難者の安全確保・都市機能の継続を図ることを目的とし、熊本駅周辺地域帰宅困難者対策協議会を令和3年3月に設立した。

令和3年3月には、「熊本駅周辺地域エリア防災計画」を策定するとともに、令和4年3月には、帰宅困難者の受入れに関する方針・手順を具体化した、「熊本駅周辺地域帰宅困難者対応マニュアル」を策定した。

今後、帰宅困難者対応訓練を継続的に実施することで、熊本駅周辺の安全・安心なまちづくりが推進され、防災力の向上への寄与が期待されている。



令和3年度 協議会



令和3年度 災害図上訓練

○熊本駅周辺地域まちづくり勉強会

熊本駅周辺地域まちづくり勉強会は熊本駅を中心に周辺校区のまちづくりを推進するため、地元3校区（春日・古町・白坪）を主体として、平成24年度より継続的に地域課題を検討してきた。その後、熊本駅の基盤整備完了、駅ビルの開業により、まちの状況が大きく変わることを踏まえ、新たな課題に対応すべく、より地域連携を深め、さらなる発展的な意見交換の場としている。

〔勉強会の内容〕

- ・今後の駅周辺まちづくりに関する情報共有、意見交換
- ・駅周辺まちづくりにおける新たな課題の発掘、検討
- ・新たな取り組みと連携についての検討
- ・その他、駅周辺まちづくりに必要な協議

〔これまでの活動内容〕

勉強会開催状況（令和4年8月現在）

平成29年度	12回開催
平成30年度	10回開催
令和元年度	9回開催
令和2年度	8回開催
令和3年度	6回開催



○熊本駅周辺まちづくり実行委員会

勉強会での意見交換等により、駅周辺3校区と参加企業等の連携が強まり「熊本駅周辺まちづくり実行委員会」の設立に至っている。実行委員会では、熊本駅周辺の地域住民の親睦や融和、地域の賑わい創出、地域が抱える固有の課題を研究・解決することにより、熊本駅周辺地域の魅力を内外に発信することを目的とし、その目的を達成するための事業を実施することで駅周辺地域のにぎわいづくりに寄与している（イベント実施など）。

実行委員会としては、白川河川敷にて平成25年度より「大風揚げ大会」※1を例年3月（3～400人程度参加）、平成26年度より「どんどや」※2を毎年1月（3～400人程度参加）、平成28年度より新たなイベント「しらかわ花灯り」を例年10月に開催している。（3～800人程度参加）

いずれも引き続き、継続的に活動し、これまで実施した地域活動も含め、より一層充実を図り、地域間の絆を深める活動にも精力的に取り組み、また、それらの実践活動をとおり、まちづくり組織の強化を図る場とする。

※1 大会自体は開催20回目を迎えている

※2 実行委員会設立前から実施されている



○新市街まちなか会議

サンロード新市街商店街振興組合では、青年部や組合店の方々が商店街活性化に向けたワークショップを月に1度、学生ボランティア、マスコミ、金融関係、学校関係者等と開催し、その中で「時間を遊ぶ」をコンセプトに掲げ、親子連れや子どもたちを対象としたイベントを計画・実行している。

新市街まちなか会議で討議し開催している「子ども商店街」「夏休み子ども自由研究」「親子運動会」は、商店街側からの目線に加え、多方面からの意見を取り入れ実施しており、参加者に変化喜ばれている。このような取組みを継続することで「やるキッズ子どもお仕事体験」「学生によるチャリティコンサート」等数多くの子どもが主役になるイベントを開催する環境が整いつつある。

今後も新市街まちなか会議では、多方面からの意見、情報をベースに、参加する子どもたちの声を大事にしながら、親子を対象としたイベントを通して街の活性化を図っていく。



○すきたい熊本協議会

中心市街地のまちづくりについて検討を行うため、平成18年8月、熊本市中心商店街等連合協議会（7商協）をはじめ百貨店やバス事業者（九州産交グループ）などの地元企業や大学（熊本大工学部まちなか工房）、行政等で構成する組織が設立され、以下の3点をテーマに取り組んでいる。

- ①安全・安心な街環境の整備
- ②中心市街地をめぐる交通体系の研究・提言
- ③地域一体の魅力づくり（魅力的な集客イベントの開催）

アジアで初めて日本で開催された『ラグビーワールドカップ2019』では、試合やキャンプ誘致を呼びかける民間活動を平成24年から開始し、その活動が実を結び、平成27年3月に熊本が開催都市に決定された。

『金沢・熊本・岡山まちづくりシンポジウム』については、市民、大学、行政の連携による中心市街地活性化の必要性について議論を行った。

熊本大学工学部まちなか工房との共催による『よく分かる熊本のまちづくり』と題した成果発表会を実施し、同工房所属の研究者が研究・実践されてきた成果を発表した。ニューヨーク、ボストンにおいて、先進的なまちづくりの仕組であるB I D（Business Improvement District）制度及び多様なまちづくりの取り組みについて視

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

察を行ったWe Love天神協議会のメンバーを招聘し、B I D制度を中心に新たなまちづくりの手法について講演会を開催し、同制度の国内導入への可能性等について活発な議論を行った。

九州経済産業局主催の『Jークレジット制度活用セミナー』の中で、エコ委員会で実施している活動内容を報告し、Jークレジット制度の中でも民間で中心商店街と連携した取り組みは参加者の興味を引く内容と好評であった。

平成 27 年 2 月 28 日、(株)大分まちなか倶楽部のタウンマネージャーを迎え、大分駅ビルの開業による大分中心市街地への影響やまちづくり会社である大分まちなか倶楽部の取り組みについての講演を実施した。

平成 21 年 3 月に三都市連携協定を締結したWe Love九州には、We Love天神協議会(福岡)、We Love 天文館(鹿児島)以外に、We Love小倉協議会(福岡)、We Love大分協議会が加わり 5 団体の活動として現在も継続中である。

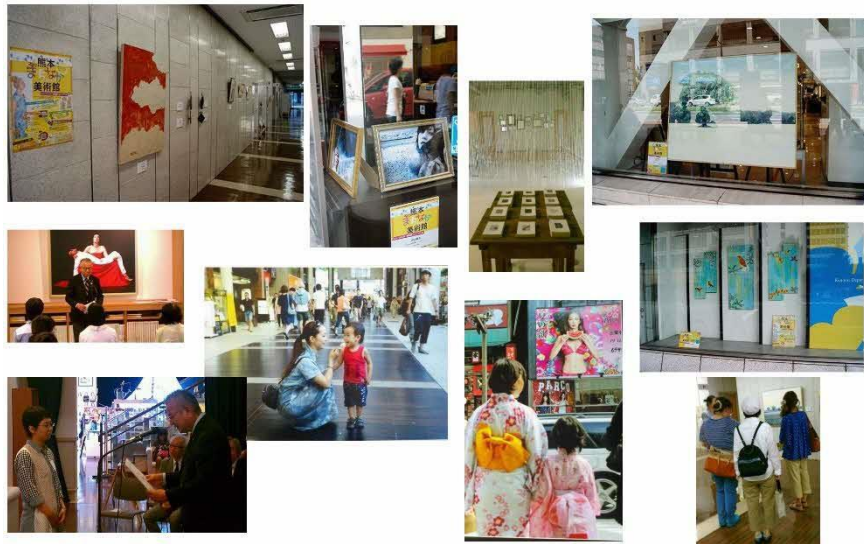
アートシティ委員会については『まちなかウィンターフォトコンテスト』、『パンダア。展 i n まちなか美術館』を毎年開催していたが、平成 28 年度に関しては熊本地震の影響によりやむなく中止とした。エコ委員会としては平成 25 年 3 月に始動した下通繁栄会の熊本ハニープロジェクトに協力し、CO₂ 排出量削減を目的とした『中心商店街のLED化』を実施した。

令和元年 9 月、経済産業省「地域まちなか活性化・魅力創出支援事業」に採択された「回遊行動モデル構築・分析事業」にて、回遊行動モデルを構築し桜町再開発施設の開業後の来街者の回遊行動・消費行動が中心市街地に与える効果を予測・分析し、中心市街地全体を活性化に繋がる各種施策の提案を行った。



金沢・熊本・岡山まちづくりシンポジウム in 熊本
(平成 27 年 9 月)





アートシティ熊本「パンゲア。展 i n まちなか美術館」「まちなかフォトコンテスト」
(平成 21 年度～)

○熊本城下のまちづくり協議会 桜町地区会議

中心市街地の活性化はもとより、城下町として熊本が誇る歴史や伝統、そして美しい自然を活かした魅力あるまちづくりに寄与すると共に、それに関わる課題に広く取り組むことを目的に、平成 17 年 10 月に発足した。

組織は、桜町界隈の企業、商店街、放送局、自治会、公的施設等から構成される。

- ①歴史と伝統ある「城下町くまもと」の創出
 - ②城下町らしいまちなみにぎわい創造
 - ③坪井川を活かした活動推進
 - ④中・長期のまちづくりビジョンの策定
- に取り組んでいる。

○平成 24 年度の取り組み

- ・くまもと城下まつり i n 桜町 (4 月 28 日開催)
- ・わくわくまちづくり・交通安全フェスタ i n 中央区
(熊本県警との連携 9 月 30 日開催)
- ・第 9 回城下町大にぎわい市、みずあかり (10 月 6 日～開催)
- ・夢まちランド (K K T 熊本県民テレビとの共催 10 月 27 日～開催)
- ・光のページェント (11 月 16 日～開催)
- ・くまフェス (N P O 法人グランド 12 との共催 12 月 2 日開催)
- ・第 10 回桜町さくらまつり (3 月 30 日～開催)

○平成 25 年度の取り組み

- ・城下町くまもと時代絵巻 (4 月 7 日開催・3 月 22 日開催)
- ・くまもと城下まつり i n 桜町 (4 月 27 日開催)
- ・第 10 回城下町大にぎわい市、みずあかり (10 月 12 日～開催)

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- ・夢まちランド（KK T熊本県民テレビとの共催 10月26日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月8日開催）
- ・第11回桜町さくらまつり（3月29日～開催）

○平成26年度の取り組み

- ・第1回居酒屋大サーカス i n 熊本（5月17日～開催）
- ・第11回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月11日～開催）
- ・くまモン誕生祭2015（3月14日開催）
- ・夢まちランド（KK T熊本県民テレビとの共催 10月25日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月6日～開催）
- ・第12回桜町さくらまつり（3月28日～開催）

○平成27年度の取り組み

- ・ストリートパフォーマンス i n（仮称）花畑広場
（（仮称）花畑広場落成記念 6月27日開催）
- ・第12回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月10日～開催）
- ・夢まちランド（KK T熊本県民テレビとの共催 10月24日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月6日開催）
- ・第1回きらきらファクトリー（RKK熊本放送との共催 12月11日～開催）
- ・第13回桜町さくらまつり（熊本日日新聞社との共催 3月25日～開催）

○平成28年度の取り組み

- ・第13回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月8日～開催）
- ・夢まちランド（KK T熊本県民テレビとの共催 10月29日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月10日～開催）
- ・第2回きらきらファクトリー（RKK熊本放送との共催 12月16日～開催）
- ・第14回桜町さくらまつり（3月25日～開催）

○平成29年度取り組み

- ・第14回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月7日～開催）
- ・夢まちランド（KK T熊本県民テレビとの共催 10月28日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月2日～開催）
- ・第3回きらきらファクトリー（RKK熊本放送との共催 12月15日～開催）
- ・第15回桜町さくらまつり（3月24日～開催）

○平成30年度取り組み

- ・夢まちランド（KK T熊本県民テレビとの共催 10月27日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月1日～開催）
- ・第4回きらきらファクトリー（RKK熊本放送との共催 12月14日～開催）
- ・第16回桜町さくらまつり（3月30日～開催）

○令和元年度の取組み

- ・SAKURAMACHI Kumamoto オープン記念「躍動くまもと祭」(9月14日～開催)
- ・第16回城下町大にぎわい市、みずあかり(10月12日～開催)
- ・くまフェス(NPO法人グランド12との共催 12月7日～開催)
- ・第5回きらきらファクトリー(RKK熊本放送との共催 12月20日～開催)



城下町大にぎわい市



みずあかり

○ファッションの街くまもと魅力創造実行委員会

これからの地域活性化の担い手として期待している女性・若者に関心の高いファッションをテーマにしたイベントを、中心商店街において継続的に開催することで、女性や若者が夢を持ち、熊本で仕事をする、仕事を起こす機運を醸成し、かつてファッション情報の発信基地と呼ばれたファッション関連産業の再活性化、中心市街地の更なるにぎわい創出につなげていく。

そして、こうした取り組みを実効性のあるものにするためには、計画、実施にあたって、ファッション関係業界、中心商店街に主体的に関わってもらうことが不可欠であるという認識から、各団体のリーダー参画のもと、実行委員会を立ち上げ事業推進を図ることとした。

折しも、地域を挙げて、震災からの復興に取り組もうとしているところであり、こうしたイベントを関係者が一体となって実施することで、震災の復興に元気に取り組んでいる熊本の姿を内外に発信するものである。

○令和元年度事業

「まちなかコレクション in KUMAMOTO 2019」

(テーマ ～発信世代～) の開催

(1) ファッションショー

- ・日時：11月24日(日) 14:00～18:00
- ・場所：新市街内(ベスト電器前) 特設ステージ
- ・観客数：約9,600人
- ・ゲスト：ねお〈TGC出演モデル〉
上村翔平〈(THREE 1989) 熊本県出身の歌手〉
- ・モデル総数：約150名



(2) ファッションコーディネート写真コンテスト
〔撮影会〕

- ・日程：9月21日、28日
10月5日、12日、19日

- ・場所：中心商店街付近

〔投票〕

- ・日程：Web予選10月23日～11月4日
Web本選11月9日～23日
- ・パネル展示&投票：11月24日
- ・場所：(パネル展示&投票) 上通長崎書店前



【当日投票の様子】



【最終審査の様子】

(3) ファッションEXPO

① 展示ブース、販売ブース

- ・日時：11月24日(日) 10:00～17:00
- ・場所：下通(新天街、二番街)、サンロード新市街
- ・内容：熊本の美容、ファッションに関するブース出展を実施
オフィシャルグッズ、ハンドメイドアクセサリー、スイーツチケット
販売
- ・出展者：協賛企業、専門学校、ハンドメイド作家



【展示ブースの様子】



【販売ブースの様子】

○令和2年度～

新型コロナウイルスの影響により休止

○桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会

桜町・花畑地区のシンボルプロムナード及びその周辺の整備及び一体的な利活用並びに持続的な管理及び運営について検討することを目的として、平成24年に有識者や周辺地権者、経済団体、行政機関等から構成される委員で発足した。

平成26年にはシンボルプロムナードに隣接する施設に対するデザインガイドラインを含む「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画」を策定した。

その後、このデザインガイドラインに基づき、NHK新熊本放送会館や桜町再開発施設のデザイン調整を行うなど、官民連携したまちづくりを行ってきた。

これまで、基本計画の策定や、基本計画を具現化するための花畑広場のデザイン検討など19回にわたり委員会を開催し、令和3年に花畑広場の全面供用開始を迎えた。

今後は、民間企業主体のエリアマネジメント協議会へとシフトしていく予定としており、花畑広場の運営管理を中心とした利活用や防災等のエリアマネジメントを行い、地域価値を向上していくとともに、この地区を拠点とした中心市街地全体へのにぎわいの波及を図ることとしている。



シンポジウム



現地モックアップ



検討委員会